

令和 5 年 第 6 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 6 月 12 日（月）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	欠	6 番	本郷 幸浩
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	欠	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	欠	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	欠	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員	澤村 輝彦	坂本 節子
農地利用最適化推進委員	五嶋 一精	小路 正美

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 7 議案第 32 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和 5 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長のご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。

台風 2 号、3 号と発生して私たちの宇城市は難を逃れたんですけども、太平洋側の方では被害が出ているようです。今後とも、台風には注意しなければならないと思います。それから、エルニーニョ現象が発生しておりまして、大雨や梅雨の遅れや心配され、大雨にも警戒してもらいたいと思います。

それでは早速、審議に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 これより令和 5 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、11 番 吉田委員、13 番 本田委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 28 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いい

たします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	2 番	田口委員より
	申請番号 2 番は、	三角 2	上村祐二委員より
	申請番号 3 番は、	不知火 1	中林委員より
	申請番号 4 番は、	不知火 2	村嶋委員より
	申請番号 5 番は、	9 番	川村委員より
	申請番号 6 番は、	豊野 2	川端委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親族間の贈与となっております。申請地につきましては、受人が 30 数年前に経営がちょっと苦しくなった時に、〇〇のために〇〇として手放されていたので、近年になってその土地を取り戻すことができるという事で、今回の申請となっております。申請地につきましては、受人の家庭菜園用の土地として利用は続けておられたそうですので、地域の調和要件にも何ら支障ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

上村祐二推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買でございます。受人は家族〇名、従業員〇〇名で洋蘭を栽培されております。〇の組合であります〇〇にも加盟しており、また、認定農家でもございます。今年から、〇の施設の横に〇〇〇の〇〇も始めておられます。また、今回の土地の購入には、渡人が約 20 年前に太秋柿を 40 本ほど植え今も残っておりますが、大きさはバラバラでございます。また、この土地は〇の施設の横にございます。また、受人は〇〇〇の代表でもございます。特に問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

中林推進委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。経営規模拡大による売買です。受人はキュウリを主体とした栽培をしております。今回の申請地には新しくアスパラを栽培するという事です。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

村嶋推進委員 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大のための売買です。これは親戚関係の売買です。売手の方が高齢のための売買となっております。ここは農振除外地ではありますが、道がないためこのような値段になっております。以上です。

川村委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。受人と息子さんは地域のリーダーとして頑張っておられ、外国人も多数入れて大農家で経営されております。

農地の取得にあたり、農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから、許可は可能と思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

川端推進委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人の方が柿栽培をなされてましたが、もう高齢という事でその管理ができないということで、受人に買ってもらえないかという相談をなされたそうです。受人がこれから先はこの柿の栽培を続けるそうですので、何の問題はないと思います。どうぞ、ご審議よろしく願いします。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 6 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何かご意見はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 28 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 28 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 29 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 29 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、8 番 山田委員より説明を求めます。

山田委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用理由は月極駐車場となっております。ここは、すでに駐車場として利用されておりまして、この一部分だけが転用されていなかったということで、申請があがっております。場所はですね、以前、〇〇〇がありましたがその北側のちょっとした部分であります。何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いいたします。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。
申請番号 1 番は都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番につきまして、山田委員より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 29 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 29 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題といたします。

議案第 30 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和5年6月12日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、	不知火 2	村嶋委員より
申請番号 2 番は、	不知火 1	中林委員より
申請番号 3 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 4 番及び 5 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 6 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 7 番及び 8 番は、	松橋 4	田中委員より
申請番号 9 番は、	松橋 5	上村君博委員より
申請番号 10 番は、	小川 3	百家委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋推進委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場となっております。隣接同意、区長同意ありまして何ら問題ないかと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

中林推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。受入は自動車の整備をされており、現在の住居が工場と併設になっており手狭なため、申請地を購入し住宅を建てるという申請です。場所は国道〇〇〇号の〇〇バス停から〇〇へ向かう丁度中間位のところです。隣接同意、排水同意もあり何ら問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

早川推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。双方の関係は親子関係にあり、今回、父親の土地に息子さんが個人住宅を建築するという事です。場所は、〇〇より北へ 30m ほど行ったところにあり、隣接同意、区長同

意もとれており、何ら問題はないと考えられます。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由が宅地分譲ということで4区画の分譲という事です。場所は、〇〇小学校南の〇〇から南に200m位入った住宅地の中にあります。排水同意もとられておりますし、何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由がここも宅地分譲となっております。宅地分譲の2区画の分譲という事です。場所がですね、〇〇の南側の〇〇屋さんがありますがそのすぐ裏になります。排水同意もとられておりますし、何ら問題ないと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員

続きまして、申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由が分譲地となっております。4棟の計画をなされております。場所は〇号線〇〇から南側に約100m程入った宅地内でございます。排水同意はとられており、隣接はございません。第3種であり何ら問題はないと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

田中推進委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由としては、個人住宅を建てられるという事でございます。排水同意、隣接同意はとられております。何ら問題ないと思えますのでご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっております。排水同意、隣接同意もとられておりますので、問題ないと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

上村君博推進委員

申請番号9番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由ですが、こちらには新しい〇〇を建設するという事で理由としてあがっております。この土地につきましては、以前から形状変更が出されて一昨年いろいろご審議頂いて許可が出て、その後、形状変更の取下げというかたちが出まして、いろいろ確認した上、取下げも了承するようなかたちになって、その後ですね、山林化した所が結構あったので、それを非農地化申請が〇haですかね、〇ha非農地申請があがったんですかね、どれ位だったんですかね、そちらの方も非農地申請として認めて残りの農地を今回転用というかたちで申請があがっております。こちらについてはですね、水利組合の同意書、それと区長さんの同意書等もとれておりまして、〇〇は〇〇を再利用される〇〇で〇〇されている企業で、特に優秀な企業で問題はないと思えます、会社自体には。そういうことがあって、一応現地確認もした上で問題ないかと思えますので、ご審議よろしく

お願いします。

百家推進委員 申請番号 10 番について説明致します。詳細は記載のとおりとなっております。転用理由は個人住宅となっております。申請者は夫婦関係にあり、今回相続をされ、一人暮らしの母の家の近くであり緊急時すぐに駆けつけることができる、また、現在、借家住まいで子どもの成長とともに手狭になったため申請されています。始末書添付になっていますが、これはお父様が健在の時に一時転用され、その時に埋め立てをされてその後また、農地にされて耕作をされていたというふうに聞いています。現在は農家をされていないので始末書が添付されています。

隣接同意、排水同意もあり何ら問題がないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いいたします。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど各委員から報告がありましたとおりです。申請番号 1 番、2 番、10 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。申請番号 3 番は、300m 以内に〇〇があることから、農地区分は 第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。申請番号 4 番、5 番、6 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。申請番号 7 番、8 番、9 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団 の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。なお、先ほど上村君博委員から説明のありました、9 番に関連した前回の非農地の申請につきましては、約〇ha でしたのでご報告いたします。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 10 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 はい、森田委員。

森田推進委員 9番ですね、〇ha位の面積のこの写真と地図を見るとですね、道路添いからの侵入で用地に入る状況はこれで確保できるのかなとか思うんですけど、この写真で見る限り左下の方に標高差がついている状態にみえるので、こうなった時に写真の左下というかこの付近にこの用地からの排水についてどう確認されたのかなと、うちあたりでも以前、結構、業者が土砂採取というか、した後の形状が変わった後に結構、大雨の時に土砂が下の方の畑とか道にですね流れ込んだ、そして下の方に被害を与えたという事がありますので、この地図は現状問題が起きてないのか、その排水関係はきちんと確認されているのかという事をお伺いします。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 今の質問なんですけども、面積が広うございますので、実際ここに関するエリアに関しましては県の指導の下、開発行為というのも一緒に進めてるんですけども、一応調整池を設けるようなかたちになっております。調整池を中心として、業者さんの方から給水・雨水施設計画平面図ということで出して頂いておりますけども、当然この申請に限らず雨水とかに関しては確認しております。今回に関しては、繰り返しになりますけども調整池の方を設けておりますので、何らかの対策はされているかと思われれます。以上です。

議 長 森田委員、よろしいでしょうか。

森田推進委員 結構、〇〇地区で今までの事例からするとかなり周辺が迷惑する状態が出てくるんですね。例え、貯水池というかそこが一旦溢れた後は水がその下にきちんとした排水路が確保されているのか、県がいくら指導したと言っても隣接地との法面の切り具合、犬走とかですねそういうのがきちんとされるのかとか、設計図が農業委員会では確認できないんですかね、こういうふうな形状で変わっていきますとか、そういうのは用地の変更していく状況、周辺に問題を起こさないことともうひとつは大規模にやった後、3月頃の農業委員会でも誰かが出したような気がしますけども、地下水がですね濁るとかですね、そういう可能性とかはないんですかね。

議長 では、事務局お願いします。

事務局 まず、調整池の広さはですね約〇〇〇〇㎡とっておられます。実際、さっきですね平面図と言ったんですけども、調整池に関しまして断面図と言いますか、そういった様々な資料の方も出して頂いておりますのと、地元の方にも排水の関係で当然、同意書も地元の区長さんから頂いてるみたいですが、計画画としてですね委員さんが言われたようなことがないように計画される

という事でしたので、その点は業者さんには確認はしている所です。

議長 森田委員よろしいでしょうか。

森田推進委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 10 番までにつきまして、承認
されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 30 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に
ついては、申請番号 1 番から 10 番は原案どおり承認することに決定されまし
た。

議 長 日程第 6、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用
地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 31 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 31 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集
積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和5年6月12日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規
定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の
(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求め
る。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付してお
りました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説
明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 24 ページから 25 ページの所有権移転の申請番号 401 番か
ら 403 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 今月は、農業公社が買い入れるのが 1 件、 農業公社が売り渡すのが 2 件です。3 件の 5 筆のうち 4 筆 7,526 m²の地目が田となり、1 筆の地目 168 m²は畑となります。 合計面積は 7,694 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 31 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 31 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 32 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。
 議案第 32 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第 32 号、農地・非農地の判断について
 次の土地は、調査の結果農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。
 令和 5 年 6 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
 農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願いの提出がありましたので、提案するものとなっております。
27 頁の方を引き続きご覧頂きたいと思います。申請番号 1 の非農地の判断について〇〇地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会の判断を基に非農地と判断しているところです。写真は別添のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 32 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 32 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いいたします。事務局。

事務局 農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 5 年第 6 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 40 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。